平成23年8月3日(水曜日)第4回臨時会

〇出席議員(18名)

1番	髙	橋	勝	文	議員	2番	冏	部		清	議員
3番	遠	藤	智与	テ 子	議員	4番	後	藤	健 -	一郎	議員
5番	太	田	芳	彦	議員	6番	國	井	輝	明	議員
7番	沖	津	_	博	議員	8番	工	藤	吉	雄	議員
9番	杉	沼	孝	司	議員	10番	辻		登付	亡 子	議員
11番	荒	木	春	吉	議員	12番	木	村	寿力	に郎	議員
13番	新	宮	征	_	議員	14番	佐	藤	良	_	議員
15番	内	藤		明	議員	16番	Ш	越	孝	男	議員
17番	那	須		稔	議員	18番	鴨	田	俊	廣	議員

〇欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐	藤	洋	樹	市		長	尹	113	須	義	行	副	市	長
犬	飼	_	好	総務	課	長	禬	掌	野	英	行	政策	推進	課長
丹	野	敏	晴	財 政	課	長	E	=	澤	三	弥	建設	管理	課長
横	Щ	_	郎	会 計 管 (兼) 会	章 理 会計部	者長								

〇事務局職員出席者

 安 食 俊 博 事 務 局 長
 佐 藤 肇 局 長 補 佐

 佐 藤 利 美 総 務 主 査
 兼 子 亘 主 任

議事日程第1号平成23年8月3日(水曜日)年前9時30分開議

開会

日程第 1 会議録署名議員指名

ッ 2 会期決定

" 3 諸般の報告

- (1) 第125回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- (2) 第63回東北市議会議長会定期総会の報告について
- (3) 第87回全国市議会議長会定期総会の報告について
- ″ 4 行政報告
 - (1) 平成24年度国県に対する重要事業の要望事項について
- "(2)寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員の報告について
- " 5 全国市議会議長会表彰状伝達
- ッ 6 寒河江市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 7 報告第7号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ッ 8 議案説明
- **9 質疑**

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

○髙橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、平成23年第4回寒河江市議会臨時会を開会いたします。

会議を始める前に議員並びに当局の皆さんに申しあげます。

過般の議会運営委員会におきまして、エコスタイルの推進期間に合わせ、議場における服装について決定をしております。本会期中の会議において、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○髙橋勝文議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、4番後藤健一郎議員、16番川越 孝男議員を指名いたします。

会 期 決 定

○髙橋勝文議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで議会運営委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。

[沖津一博議会運営委員長 登壇]

○沖津ー博議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました平成23年第4回寒河江市議会臨時会の運営につきましては、去る7月29日、委員6名全員出席、議長以下関係者出席のもと、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、本日1日とし、その間の会議等につきましては、お手元に配付してありま す日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○髙橋勝文議長 お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日間といたしたいと思います。 これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

第4回臨時会日程

平成23年8月3日(水)開会

月	日	時	間		会		議	場	所
8月3	∃ (水)	午前9時	\$30分	本	会	議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、表彰状伝達、選挙管理 委員及び補充員の選挙、議案 上程、同説明、質疑、閉会、	議	場

諸般の報告

○髙橋勝文議長 日程第3、諸般の報告であります。

第125回山形県市議会議長会定期総会の報告について、第63回東北市議会議長会定期総会の報告 について及び第87回全国市議会議長会定期総会の報告については、お手元に配付しておりますプリ ントによって御了承願います。

行 政 報 告

- ○髙橋勝文議長 日程第4、行政報告であります。
 - (1) 平成24年度国県に対する重要事業の要望事項について
 - (2) 寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員の報告について市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

私から初めに、平成24年度国県に対する重要事業の要望事項について御報告申しあげます。

国及び県に対する重要事業の要望事項につきましては、西村山地方総合開発推進委員会において 取りまとめの上、県と調整を図りながら事業推進を図っていくこととしております。また、本市独 自におきましても総合支所を通じ要望を行うこととしております。

寒河江市の平成24年度の要望事項につきましては、地方財政の充実強化を初め、子育て支援策の 充実など25件であります。詳細につきましては、去る7月8日の議会全員協議会において御協議を いただいているところでありますので、それにより御報告にかえさせていただきたいと存じており ます。

次に、寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員について御報告申しあげます。

平成23年7月10日執行の寒河江市農業委員会委員選挙の結果並びに農業委員会等に関する法律第12条第1号及び第2号の規定により選任した委員は、お手元に配付しております資料のとおりでございます。

以上であります。

- ○**髙橋勝文議長** ただいまの行政報告中、平成24年度国県に対する重要事業の要望事項について質疑はありませんか。川越議員。
- ○川越孝男議員 お尋ねをしたいと思いますが、今市長から説明にもありましたように、前に議会に対しても市の25件については説明されていますので、これについては了解をするわけでありますけれども、今市長からもありましたように、新聞報道によりますというと、西村山地方総合開発推進委員会で西村山のやつ全体をまとめて出したという報道がなされていました。

それで、河北町に1,000メートルのカヌー場の建設が西村山地方総合開発推進委員会として要望されているわけでありますけれども、現に西川町にも公認のコースがあり、寒河江市でも今整備をしている。

それから、今度河北町に1,000メートルのカヌー場というふうになってきますというと、将来の一地域に同種の施設というふうなことからすれば、さまざまな課題もあろうというふうに思うんです。

そこで、2点お尋ねをしたいと思います。

一つは、河北町で目指すカヌー場の構想といいますか、どういうふうなものなのかということを

協議会で協議されているというふうに思いますので、教えていただきたいということが一つです。 それから、二つ目は、前段申しあげましたように、この開発推進委員会の中で、同種の施設をつくっていくという、こういうことについてどのような協議がなされているのか、その状況についてお聞かせをいただきたいと思います。

- ○髙橋勝文議長 佐藤市長。
- ○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、カヌー競技につきましては国体の山形県の得点源の種目であります。今、練習・競技なども含めて寒河江ダムの方で実施をしているわけでありますけれども、ことしの例なんかも例に挙げますと、大変ことしは6月豪雨があって、そして流木がダムの周辺に流れてきて、そしてコースを張れないというような状況がありました。

急遽寒河江の最上川緑地のカヌーのところで緊急にその対応をして、競技会はできなかったわけでありますけれども、ロープが張っておりませんから、だから、記録会という形で実際やられたということであります。

そういった意味で、カヌーの練習競技をする、もちろん高校生を中心とした選手でありますけれども、そういう練習場、競技場ということになると、この西村山が一大競技場、メッカであるというふうに思っております。

そして、西川町の方では寒河江ダムの方にコースを設定するということになると、やっぱり深さがありますから、そのコース設定にも1回当たり何百万円という金がかかっていくということになっているのが現状であります。

そういった点からすれば、寒河江市の最上川緑地のコースというのは大変そういった意味で整備のしやすい、コースの設定のしやすい箇所になっているということでありますので、カヌー協会としてもぜひそこを今後そういう練習、あるいは競技の場として活用させていただきたいということになっております。

ただ、御案内のとおり、あそこはまだ500メートルの競技が最大の長さであります。河北町が設定をしておりますのは、国際大会も含めた競技レースができる1,000メートルということであります。

最上川の隣接したところに設定をしたいということで、谷地高校もありますから、そういった意味でお互い連携をしながら、その競技の種目によってコースを、場所を設定をするということで、西村山郡を今後ともカヌー競技のメッカにしていくという、山形県内でそういうメッカにしていきたいということで連携をとりながら整備要望をしているというのが現状であります。

- ○髙橋勝文議長 川越議員。
- ○川越孝男議員 状況としては、現在置かれている状況というのは理解をします。したがって、西川町も全国的に3本の指に数えられるカヌーコースというふうに言って、ずっと国体でもやってきたわけですけれども、その後のやっぱり維持管理費が莫大にかかるわけです。そういうつくった後のやっぱり経費というやつも見ていかないというと、西川町あれだけのカヌー場がありながら寒河江でやってくれというふうに、大会にならなくて記録会というふうにせざるを得ないような状況があります。

そうしたときに、河北町で今度、私ちょっときょうの臨時議会もあったんで、いろいろ状況をお聞きをしました。新吉田の河川敷につくるということで、災害時の水ためにしているところ、そこ

で1キロのやつをつくりたい。もちろん公認のコースの整備を構想として持っていると。それを要望しているというふうなことからすれば、今は寒河江でですけれども、500メートルというだけではやっぱりカヌーのさまざまな大会というふうになっていると、やっぱり500メートルの大会きりできないんだそうです。もちろん500メートルきりなければできないわけで。

そうするというと、また最上川に河北町でつくるというふうになったときに、後々、それは練習場やなんかはいっぱいあって、ここで選手の強化というのは非常に必要だというふうに思いますけれども、ぜひ西村山地方総合開発推進委員会などでは、そういう将来のことをも考えながらぜひ検討していただきたいなということを申しあげておきます。

○**髙橋勝文議長** 次に、寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員の報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

全国市議会議長会表彰状伝達

- ○髙橋勝文議長 日程第5、全国市議会議長会表彰状伝達であります。
 - 事務局長から申しあげます。
- ○安食俊博事務局長 おはようございます。

私から申しあげます。

去る6月15日東京日比谷公会堂において開催されました第87回全国市議会議長会定期総会におきまして、本市議会から川越孝男議員並びに佐藤暘子前議員が議員在職20年以上の特別表彰を受けられましたので、表彰状の伝達を行います。川越孝男議員、御登壇をお願いいたします。

〔川越孝男議員 登壇〕

○**髙橋勝文議長** 表彰状。寒河江市川越孝男殿。あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第87回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。平成23年6月15日。全国市議会議長会会長関谷 博。

代読。おめでとうございました。(拍手)

[表彰状伝達]

佐藤暘子前議員に対しましては、去る7月27日、議長室において私から伝達をしておりますので、 御報告申しあげます。

以上で表彰状の伝達を終わります。

寒河江市選挙管理委員及び補充員の選挙について

○髙橋勝文議長 日程第6、寒河江市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

初めに、選挙の方法についてお諮りいたします。

寒河江市選挙管理委員及び補充員の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

寒河江市選挙管理委員及び補充員の指名は議長において行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

最初に、寒河江市選挙管理委員を指名いたします。

寒河江市選挙管理委員には、兼子昭一氏、昭和18年7月14日生まれ、寒河江市大字白岩777番地。 児玉憲司氏、昭和21年12月20日生まれ、寒河江市西根二丁目4番5号。尾形賢美氏、昭和23年7月 12日生まれ、寒河江市大字日田523番地。伊藤志保子氏、昭和26年12月26日生まれ、寒河江市小沼 町126番地。以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました方を寒河江市選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました兼子昭一氏、児玉憲司氏、尾形賢美氏、伊藤志保子氏が寒河 江市選挙管理委員に当選されました。

次に、寒河江市選挙管理委員補充員を指名いたします。寒河江市選挙管理委員補充員には、第1順位荒木隆一氏、昭和22年8月10日生まれ、寒河江市大字柴橋979番地の7。第2順位輕部秀子氏、昭和22年10月1日生まれ、寒河江市大字白岩261番地。第3順位秋場 元氏、昭和25年1月28日生まれ、寒河江市仲谷地一丁目4番地の4。第4順位大泉啓子氏、昭和25年3月8日生まれ、寒河江市高田三丁目188番地。以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を寒河江市選挙管理委員補充員の当選人と定め、補充の順序については、ただいま指名した順とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第1順位荒木隆一氏、第2順位輕部秀子氏、第3順位秋場 元氏、第4順位大泉啓子氏、以上の方が順序のとおり寒河江市選挙管理委員補充員に当選されまし た。

ただいま寒河江市選挙管理委員及び補充員に当選されました方に対し、会議規則第32条第2項の 規定により、告知することにいたします。

議案上程

○髙橋勝文議長 日程第7、報告第7号を議題といたします。

議案説明

○髙橋勝文議長 日程第8、議案説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 報告第7号、損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明を申し あげます。

昨年7月18日に、寒河江市大字日田字中向地内において、草刈り作業中に発生した事故について 示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしました ので御報告申しあげるものでございます。

以上であります。

質 疑

- ○**髙橋勝文議長** 日程第9、これより質疑に入ります。 報告第7号に対する質疑はありませんか。木村議員。
- ○木村寿太郎議員 それでは、3点ほどちょっとお伺いいたします。

1点目ですが、平成22年7月18日に発生しました件に関しては、私も昨年度建設文教委員会に所属しておりましたので、常任委員会の中で昨年の9月10日に報告を受けたわけですが、被害者や加害者に対する守秘義務とか、個人情報ですのでどの程度の報告をしてよいものかと課題があるでしょうが、約2カ月を経過していたわけでございます。ちょっと報告が遅いのではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

それから、2点目ですが、今市内ではグラウンドワークを含め、市民の全員によるいろいろなボランティア活動が行われておりますが、それに対する参加運動のネガティブさ、消極さが懸念されますが、今後に影響がないのかをお聞きしたいと思います。

それから、3点目でございますけれども、私は新聞報道で知ったわけですが、使用者と主催者過失割合が9対1になっておりますが、その根拠はどこにあるのかお聞きしたいと思います。

ほかの件に関しても賠償金額としては高額であります。今回も保険処理をなさったとお聞きしておりますが、今後作業する中でのどんな保険に入り、また入っているとすれば、被害者と加害者や物件に対しても十分な補償ができている保険なのか、3点をお聞きしたいと思います。

- ○髙橋勝文議長 冨澤建設管理課長。
- ○冨澤三弥建設管理課長 お答えいたします。

ただいま木村議員の方から3点にわたりまして御質問がありましたので、順次お答えさせていた だきたいと思います。

本案件につきましては、議員御発言のとおり、昨年の9月10日に建設文教常任委員会協議会において経過報告させていただいたところでございます。したがいまして、その経過から見れば、この

たびの示談が成立後、速やかに常任委員会協議会に報告すべき事案だったなというふうに感じているところでございます。今後十分配慮してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それから、二つ目にボランティア活動への影響等についてでございます。

市民との協働のまちづくりということでは、今後とも推進すべき重要な課題であるというふうに思っております。今回の事故を受けまして、昨年河川愛護デーは、7月と9月に2回の重点活動日を設けているわけでございますけれども、昨年の秋の河川愛護デーにつきましては、草刈り機械による作業を遠慮いただいて、今後の進め方について、参加団体も含めて御意見をお伺いさせていただきました。

河川愛護デーにつきましては、平成22年度は13団体が実施しておりまして、参加数は昨年の場合ですと、延べ3,633人の方から参加いただいております。作業内容としましては、ごみ拾いから除草作業まで各団体において違っております。すべてが草刈り、除草作業をするわけではございません。

長年の活動実績から昨年の会議の中で、やはり草刈り機械作業を希望する団体もございました。 その参加者が他の参加者に損害を与えてしまった今回のような場合に対応するため、別途本年度より市が新たに保険に加入させていただきました。

また、近日中にフラワーロード作戦なども予定されておりますけれども、除草で草刈り機械を使う団体なども、町会・団体などもあるようでございますので、改めて草刈り機械については使用しないでいただくよう文書でお願いしたところでございます。草刈り機械等が必要な程度の除草については、市の方で対応するということで考えているところでございます。

今後ともボランティア活動への安全配慮には十分心がけながら、活動しやすい環境づくりという ことについては、研究しながら努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、三つ目の保険金の内容と、それから過失割合の部分についての御質問でございます。 事故後において機械使用されたほかの参加者の賠償負担については、やっぱりボランティア参加 ということで、負担軽減を私どもの方でも検討してまいりました。ただ、今回の事例では特別とい

うことになるかもしれませんけれども、この方が個人賠償保険に入っておりまして、保険で負担の申し出も、責任を感じてということかもしれませんけれども、申し出もいただきました。

その中で、私どもの方で市の顧問弁護士の意見などもいただきながら、担当保険会社と協議しまして、作業参加者の責任割合に対する負担割合を 9 対 1 とすることで示談が調ったわけでございます。

議員御指摘の割合の根拠でございますけれども、顧問弁護士より加害者となってしまった方の自己所有の草刈り機の安全点検の必要性があったことと、主催者の作業の安全指導の必要性があったこと、その両方を考慮すると過失割合9対1であることが妥当であるというふうな意見書をいただきまして、これをもとに保険会社と、あるいは当事者との相談をさせていただきまして、この割合になったものでございます。

今後ともこのような事案にあるボランティア参加者に御負担をおかけしないよう、先ほどの保険 でございますけれども、損害賠償、要するに参加者が第三者、新たにボランティアで参加したボラ ンティア同士のたまたま不幸にも損害を与えてしまった場合については、賠償額については最高 5,000万円ということの保険にこれを加入させていただいているところでございます。 以上でございます。

- ○髙橋勝文議長 木村議員。
- ○木村寿太郎議員 今報告受けたとおりですけれども、新たに5,000万円の保険も入ったということですけれども、実はことしになって6月20日付で、河川一斉清掃時に草刈り作業実施の場合のお願いについてと回覧が出ておりますけれども、その中で「堤防やのり面の草刈りは安全のため、堤防から50センチメートル程度離してくださるようお願いします」と書いてありますけれども、例えばこれ皆さんボランティアで善意なものですから、善意でやって下までどうせだったらきれいにしようとかとなったときの事故とか、そういうふうなものも含めてこの保険なんかもそういう対応になっているんですか、その点だけちょっとお聞きしたいと思います。
- ○髙橋勝文議長 冨澤建設管理課長。
- ○富澤三弥建設管理課長 お答え申しあげます。

この文書につきましては、事前の作業入る前の6月14日に参加団体の打ち合わせ会をさせていただきまして、その中で傾斜地の土手については余り中に入らないでということで申し合わせ事項になったものですから、それを受けて参加団体者の方に御通知差しあげたものでございます。

先ほどの保険の件でございますけれども、たまたま頑張っていただいて、ちょっと50センチ以上 刈ってしまったときに事故等に遭った場合についても、この保険については適用になるというふう に考えてございます。

以上でございます。

- ○髙橋勝文議長 新宮議員。
- ○新宮征一議員 今木村議員の答弁で大まかな部分はわかりました。ただ、この草刈り機の刃が飛んでいって当たってけがした。これはちょっと普通では考えられない状況なんですね。草を刈っている作業中に何か大きな石に、かたいものに当たって刃が飛んだとか、こういうふうな状況は、これは考えられないとは言いませんけれども、一般的に草刈り機で草を刈っている状況では、あの刃が飛ぶなどというようなことは、まず常識的には考えられない。

したがって、そこにその作業者のミスといいますか、そういうふうなものが非常にあったのではないかなというふうに考えられます。その辺の内容がどういう状況なのか、新聞報道などでも直径30センチ何がしの刃が飛んでいって足に当たったと、こういうふうな状況なんですけれども、その状況がちょっと草を刈るその作業だけだったのかどうか、ちょっとその辺が見えない部分もありますので、その状況等について説明をいただきたい。

それから、今回のこの40何万円という寒河江市の賠償金、賠償額というのは、これは今課長の話ですと、これから5,000万円の保険にも入っていくということなんですが、今回のこの賠償金は寒河江市で何か保険を適用される部分があるのかどうか。

それから、今後草刈り機の使用を控えるようにしたいというような新聞記事にもありましたけれども、これまではこの草刈り機の使用については、先ほどもあったその打ち合わせとか、そういう段階では何ら指導、あるいは指示というものがなかったのかどうか、その三つお聞かせいただきたいと思います。

○髙橋勝文議長 冨澤建設管理課長。

○**冨澤三弥建設管理課長** 3点ほど御質問ございましたので、お答えしたいと思います。

一つは状況でございます。

状況につきましては、保険会社さん等とも状況の経過について説明を受けたわけですけれども、 機械については四、五年前に購入したというようなことで、機械自体に問題はなかったであろうと いうような判断でございました。

それから、御本人も四、五日前にも草刈り作業をしていて特に問題がなかったのでというふうなことで、機械上での問題はなかったのではないかというようなことなものですから、最終的にはなぜ外れたかについて明瞭な原因が実は特定できなかったというのが状況でございます。

それから、二つ目ですけれども、今回の市の賠償については、全国市町会の方からの保険の補て んをさせていただいております。

それから、三つ目でございます。打ち合わせの中でどのような安全管理の指示をしたかということでございますけれども、確かに具体的な事例がございましたので、今回は草刈り機については当初使わないということで要望をさせていただいたんですけれども、確かに長年の、昭和52年からこの事業あるものですから、長年そういった除草作業について経験を持っていらっしゃる団体については、それでは仕事にならないというふうなこともございまして、だとすれば、参加者の安全、あるいは損害が起きたときの参加者に対して、負担をかけないということについてどうするかということで、私どもで検討させていただいて新たに別途保険に入ったというふうな内容でございます。

今後ともできればやはり想定外、刃が外れたということは全然私どもも想定していない事案だったんですけれども、近年想定外の事案が起きることもありますので、事例研究等をもうちょっと幅を広げて検討しながら、安全管理に努めながら、ボランティアの参加の悪影響のないように研究・検証していきたいと思っているところでございます。

○髙橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 わかりました。もう1点お尋ねしたいんですが、あの沼川は一級河川なんですね。 したがって、いわゆる河川の管理しているところから寒河江市に対してその清掃を、草刈り作業を してほしいという要請を受けてやっておられたのか。そうではなくて寒河江市独自で、いわゆるま ちをきれいにしようという、そういう発想から自主的にやっておったのか。要請があったんだとす れば、国土交通省なり県なりとの何らかの関係もあるのではないかというふうに考えられますけれ ども、その辺の内容だけお聞かせいただきたい。

それから、先ほど木村議員からもあったわけなんですが、やっぱりボランティア、あるいはグラウンドワークという今手法を非常に多く取り入れて事業をやっております。例えばフラワーロードの植栽や何かしておったところに、通行中の車が突っ込んでけがした、あるいは大きな事故にもなる可能性も全くないわけではありません。

あるいはグラウンドワーク手法によって地域の公園づくりや何かやっておったときにも、いろいろな事故というのはこれは非常に想定されるわけですから、その保険だけ、先ほど課長の方から新たな保険に加入したということでありますので、その辺は心配ないと思いますが、やっぱり一番心配されるのはその補償の問題であって、ボランティアに参加するその意識が低下したり、あるいは参加者が少なくなるというのは非常に今後の課題として大きな問題になろうかと思いますので、まずその保険の方は今後もそういう体制を整えていただきたいということをお願い申しあげ、ただ、

今の河川管理者との関係だけお聞かせいただきたいと思います。

- ○髙橋勝文議長 冨澤建設管理課長。
- ○**冨澤三弥建設管理課長** 河川管理者からの具体的な要請ということではありません。ただ、このきれいな川で住みよいふるさと運動ということを県、あるいは市町村が主催者となってこの運動をするという中で、その中で河川だけではなくて海岸とかも全県的にやるわけですけれども、その中でボランティア作業をする団体が私はこの地区をしますよというようなことを申し出ていただいたときに、市の方で、では具体的に実施の計画等について相談させていただきながらするということでございますので、河川管理者からの要請ということではございません。
- ○髙橋勝文議長 内藤議員。
- ○内藤 明議員 今までの説明に関連して、ちょっと疑問点も出てきましたので、お尋ねをしたいというふうに思いますが、これは河川愛護デーの事故ということですが、例えば今市民の中で市道の除草を自主的にやっている地域が、多分市内でもかなりあるというふうに思うんですが、そうしたところにもこの保険が適用になるのかどうか。あるいは特定して何月何日にそこの地域でやるということで、例えば具体的な氏名まで掲載しておかないとその保険の適用の対象にならないのかどうか、そうした点についておわかりになればお尋ねしたいというふうに思います。
- ○髙橋勝文議長 犬飼総務課長。
- ○大飼一好総務課長 先ほど建設管理課長からもありましたように、今回の賠償につきましては、全国市町会の保険も適用したというふうなことがございました。全国市町会の保険につきましては、今御質問にありました草刈り機械による道路の除草というふうなものにつきましても適用になるというふうなことではございますけれども、あくまでも作業をする上での注意喚起をした、そして草刈り機械の安全点検を確認したというふうな上での賠償・補償というふうなことになりますので、いずれにしましても全国市町会で入っております賠償責任保険、さらには補償保険と2種類ございますけれども、それらの保険が適用になるというふうなことでございます。

以上でございます。

- ○髙橋勝文議長 副市長。
- ○那須義行副市長 ちょっと課長の答弁を補足しますけれども、基本的にはこの市町会の市民総合賠償補償保険というのは、あくまでも市の方で主催をしたものとか、市の方でいわゆる持っている施設、市道とか体育館とかプールとか、そういうふうな事故に対する保険でありますので、今議員の方から御質問があった町内会での自主的な、町内会の中の清掃とか、そういうものについては市の方で主催しておりませんので、基本的には適用がないところであります。
- ○髙橋勝文議長 内藤議員。
- ○内藤 明議員 市が主催でないというふうになりますと、例えば市道の除草はもう管理が市ですよね。ですから、本来は、では市の担当者にお願いしてというふうになるんだろうと思いますが、多分地権者のといいますか、そこの先に行く人々の交通の安全とか、そういうことで自主的にやられているというふうに思うんですが、そうしたところにも対応しないと、主催であるからとかどうかは別にして、自主的に市道、市道ですからね、管理が市ですから、そうしたところについてのやっぱり保険の適用というのはしておかないと、今後、先ほどもあったように、ではやめると、こういうふうな声も出てくるんではないのかなと思いますけれども、その点についてもう少し対応を広く

するような形にならないんでしょうかね。

- ○髙橋勝文議長 犬飼総務課長。
- ○**犬飼一好総務課長** 大変先ほどすみませんでした。市が主催というふうなことで答弁が抜けてしまいました。申しわけありません。今ありましたように、やはり市道上での草刈りといたしましても、個人個人がボランティアというふうな形の中で草刈りを行うというふうなことも常々やっぱり見られるというふうなこともございました。

ただ、今後は、やはり市道上の草刈りをする上では、道路管理者の方といろいろ御相談をしていただきながら、さらには、建設管理課の方で管理しているわけですけれども、建設管理課の方とその地元の方、さらにはいろいろ御協議をいただいた上で活動するというふうなことにしないと、この保険が適用にならないということがございますので、十分御協議の上作業をされるように、市の方としてもそういうのを事例がございましたら、現場に出向きながら御指導をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○髙橋勝文議長 杉沼議員。
- ○杉沼孝司議員 関連することでありますけれども、今草刈りというふうなことで非常に特定されておりますけれども、ボランティアと、それからグラウンドワーク、これにつきましては、寒河江市の第5次振興計画の中にも盛り込んで、そして、特にグラウンドワーク等による協働の道づくりというようなことで、特にふたがけ、市道の側溝に対するふたがけ、これらも一生懸命進めているわけであります。

したがいまして、市の主催でないとそういう保険が適用されないというようなこともありましたけれども、やはりその辺は、ただいまの内藤議員からの質問の中にもありましたように、やっぱり町内会でするものにつきましても、市道もけがはしないようにというような注意喚起はどこでも、どんなことでもやるわけでありますけれども、そういうときにも適用になるような保険、あるいは町内会ごとにそういう作業をする場合に保険を入っていただきたいとか、そういうふうなものの進め方もしていかないと、今後やっぱり側溝のふたがけは市道の、市のものですから、市でやっていただきたい。当然除草も先ほどありましたように市でやってほしいというようなことが出るわけであります。

したがいまして、そういういろいろなパターンが出てくると思います。そういうときには、ちょっと大変だろうとは思いますが、やはりだれが作業をするのかの特定をしないと保険の適用はならないと思います。したがいまして、そういうところの説明会や、あるいは各町内会への話などもしていただいて、積極的にこのまちづくりを進めていただきたいというふうに思うわけであります。その辺についてのお考えはどうなのかをお尋ねしたいと思います。

- ○髙橋勝文議長 犬飼総務課長。
- ○犬飼一好総務課長 ただいま御指摘ございました側溝のふたがけ等についても、昨年度から市が募集して各町内会でふたがけの応募をしていただいて活動しているというふうな状況でございます。 いずれにしましても、この件につきましては、市が主催するというふうなことでございます。これらの保険については適用になるというふうなことになりますし、さらにはグラウンドワークにつきましても、市と住民と協働で行うというふうなのが基本でございますので、あくまでも市と住民とが協議しながら、計画書をつくりながらそして実施するというふうな事業でございますので、ど

ちらもこの全国市町会の保険については適用になるというふうなことになりますけれども、やはり活動をする上で作業中に起きる事故なども想定されますので、やはり活動をする前に事前に地元の町会長さん、さらには住民の方と十分説明会並びにさまざま御理解をいただきながら作業をするというふうなことで、今後とも努めてまいりたいというふうに思っております。

- ○髙橋勝文議長 佐藤議員。
- ○佐藤良一議員 事故あってから河川管理者、最上川でしたら国土交通省、寒河江川もある程度溝延橋までが国土交通省、上の方は山形県、沼川だったら山形県であります。事故の後、上部団体、県や国からの御指導があったのかどうかです。寒河江市で事故発生してから国土交通省や県に報告があったのかないのかです。上の方に上げてやったのか。

以上です。

- ○髙橋勝文議長 冨澤建設管理課長。
- ○冨澤三弥建設管理課長 今回の事故につきましては県の方に報告させていただいております。県の方での安全管理について、県は県の方として全県的にまた周知したというふうに聞いております。
- ○髙橋勝文議長 佐藤議員。
- ○佐藤良一議員 上部団体にもやはりそういう保険は当然あると思いますけれども、このたびのあれ は山形県でありますけれども、管理者の方からは何もけがされた方に対してはないんでしょうか。
- ○髙橋勝文議長 冨澤建設管理課長。
- ○**冨澤三弥建設管理課長** 県の方からは直接はございません。県の方でも草刈り等についてはできるだけ御遠慮いただきたいというふうな、その後の作業についての指導等については来ているところでございます。
- ○髙橋勝文議長 川越議員。
- ○川越孝男議員 今までいろいろやりとりありましたので、ダブらないようにお尋ねをしたいと思います。

今回市の損害賠償分、損害に対する10%相当が市の責任というようなことで、議会に報告を求められているわけでありますけれども、それで市の分については保険も適用しているというふうなことでありますけれども、草刈り機使用者は個人の任意の保険入っていたという説明があったわけでありますけれども、それでそれぞれ市の10%、草刈り機使用者の90%の部分というのはそれぞれ保険適用で、個人からの負担というのはないというふうに理解していいのかどうか、まず1点お聞かせをいただきたいと思います。

それから、二つ目として、今後の関係で草刈り機を使わないようにというふうなことで、関係者と協議をしながらそういう方向性が打ち出されているというふうに、先ほどのやりとりで理解をしました

しかし、私それで本当にいいんだべかなというふうな思いがあるんです。本当に草刈り機が欠陥 的なものがあるとしたなら、当然その草刈り機に対してストップかかるんだと思います、機種に対 して。

そうでなくて、先ほど来、一般的にはあり得ないことだというふうなことからすれば、作業をする前にきちっとねじの締めぐあいを点検するなり、あるいは作業をするときには一定の間隔を持って作業をするなどというそういう注意、実際草刈り機を使う場合の使い方を徹底すべきでないのか

なというふうに私は思うので、これまた手で、かまたがてさんなねのやとなったら極めて大変になるというふうに私自身いろいろな活動に参加していて思うので、この辺については改めて関係者とも十分な協議をいただきたいというのが一つです。

それから、二つ目、文書でも回覧板でも回したりして、のり面は入らないようにというふうな文章にもなっていますね。しかし、課長の答弁では、いや、しかしそれでやっても、市でやっていたり何した場合には保険の対象になるよというふうな話がありましたけれども、文書でそういうふうなことをしないようにというふうに明記をしているというと、なかなか後々市民がそういう場にあったときに大変なことになるんではないかというふうな部分があります。

と同時に、具体例で申しあげます。

谷沢のバイパスが市道になりました。地域から市道だから草刈ってほしいと、市で。こういうふうな要望がずっと前から出されています。しかし、市からは、いや全部でなくて、そこののり面や何か田んぼのくろの草刈りしたときにしてほしいという、できればそういうふうにしてほしいというふうな要望がきちんと出されておりまして、地域でも、んだねということで、自分の家の30メートルの田の部分は自分でのり面も刈っています。のり面するなとなったらこれできません。市からは逆にそういうところ、田のくろ刈ったときにそこもしてけろというふうに要請されています。そして地域にもみんなで話ししながらそういうふうに今対応しています。

谷沢からちょっと外れた地域は、そこ意思統一ならなくて、耕作者だの意思統一ならなくてぼうぼうの場所もあります。したがって、こういうふうな部分、事故起きたからその場しのぎ的な方針を出したり何でなくて、もう少し綿密に協議をしながら対処方針というものを出してもらわないというと、何ぼ住民と一体、一緒だといったって、住民は役所のやっていることはというふうになりますので、そこをきちっと受けとめていただきたいというふうに申しあげます。

それからもう一つ、今度保険。寒河江市で独自の保険に入っていきますというふうなこと、そうしたときに、やっぱり先ほども出ていますように保険の適用するにはだれがしたんだかということをきちっとないというとだめだということなんです。そうしたときに、ボランティアだ、グラウンドワークだといったって割り当てて人数把握した、だれが出てくるか、名簿整ったやつが寒河江市のグラウンドワークであったりボランティア活動にならざるを得ないんです。

しかし、本当に自主的にやっているまさしく個人のボランティアというのが本当は一番大切なんです。そういうボランティアがどんどんどんどん地域に育っていくことが本当の意味でのこの地域をみんなでつくるという、組織で決めたこと、割り当てたって名前挙げた人きりボランティアでないとか、グラウンドワークの活動だという認識を改めなければだめだと思います。

そうしたときに、そういうふうに個人でそういう活動をした人が対応にならないと、もし万が一何か過失を起こしたときに適用ならないというふうになっていると困るわけです。したがって、そういうふうに本当にボランティアを育てる、だからすべて頼むんでないけれども、そういうふうなことが相まった施策が展開されることにおいて、一人一人の市民の中にボランティア意識が目覚めて、本当に実践する人に言葉でない、実践する人が育ってくるんだというふうに思います。

したがって、この辺についても今のやりとりからするというと非常に後退するのでないかと一番 最初木村さんから出たやつと結びつく危険性が多々ありますので、御検討いただきたい。このこと についての見解も全体的なやつをお聞かせをいただきたいと思います。

- ○髙橋勝文議長 冨澤建設管理課長。
- ○富澤三弥建設管理課長 私の方からは4点ほどあったかなと思いますけれども、お答えしたいと思います。

一つは、個人負担、加害者の方の。これについてはすべて保険ということで個人負担はございません。

それから、草刈り機を使わないでできないではないかということで、先ほども申しましたけれども、やはり草刈り機を使わないでということで秋口に相談したときにお話しさせていただきました。しかし、やはりそれでは業務にならない、草刈り機を使わないと。ではどうするかということで安全管理、作業の安全、例えば10メートル以上離れるとか、そういった草刈り機械の安全の指導書など、パンフレット等もお配りしながら、それで、だとすれば先ほど申しましたとおり、相手に損害を与えてしまった場合の賠償の保険に入ってやろうということで、今回新たな保険にさせていただいたところでございます。

そういった意味では、絶対使うなということにはなかなかなりませんので、使わざるを得ない部分については、今回手だてさせていただいたというのが現実でございます。

市道の草刈りの部分についてでございます。

確かにそういった事案もあると思います。例年実態見ますと、やっぱり郡部の田畑ののり面が市 道ののりなのか、境界いろいろあると思いますけれども、境界が現場ではなかなか定かでないとこ ろについては、耕作者の方が自主的にやっぱり除草していただいているのは多く感謝申しあげる次 第なんですけれども、今回の事案も含めてそういった事例が出てきたということですので、除草だ けに限らず先ほども申しましたけれども、どういった事案が想定されるのか、その辺も多角的にち ょっと検証してまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

- ○髙橋勝文議長 那須副市長。
- ○那須義行副市長 議員御指摘のとおりボランティアとか、グラウンドワークなどについては、寒河 江市ではこれまでも進めてきておりますし、これからも市民と協働で進める、市民主体のまちづく りというのは本当に重要な、本当に一番肝心な課題であると考えているところであります。

たまたま今回の事故は、言ってみれば加害者の方が個人の賠償責任の保険に入っていたという、極めて逆にまれなケースだったわけです。そういうことから、市の方では応分の負担ということで加害者が実質負担をしないような形で解決ができましたけれども、逆にそういう賠償保険になどは入っていないようなケースの方が恐らくこういう事故があった場合には多いかと思われます。

そういうケースについては市の方でやっぱり責任を持って、できるだけその方の負担が少なくなるような形での対応をこれからもとって必要な形で進めることによって、こういうボランティアやグラウンドワーク等の市民主体の活動がますます盛んになるような環境づくりに努めていきたいと考えているところです。

- ○髙橋勝文議長 木村議員。
- ○木村寿太郎議員 今の答弁の結果ですけれども、市町会に入っている保険の方は大体わかったんですけれども、いろいろな今度、個人的に例えば団体でなくても要請された草刈りとかそういうものに関しては、今度入った保険で適用になるという意味でしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

要するに二つ違う保険入ったわけですね、今回はね。そうですよね。その違いというものをちょっとお聞きしたいんですが。

- ○髙橋勝文議長 冨澤建設管理課長。
- ○**冨澤三弥建設管理課長** 全国市町会の場合は市が主催というふうなことで、事業について何か事故が、本人がけがした場合の事故とかあるわけですけれども、いわゆる損害賠償、その部分については、適用は非常に難しい、個人の過失責任があった場合です。その部分についてカバーするということで、全国市町会の部分でカバーできないところについて、今回損害賠償部分についてカバーする保険に入ったというふうなことでございます。

ですので、今回は参加者の名簿を添付していただいて、それで加入させていただくという手続を とらせていただいております。そういう意味では、全国市町会部分でカバーできないボランティア 参加者のその部分について対象とするということで、カバーする保険ということで処置させていた だきました。

- ○髙橋勝文議長 新宮議員。
- ○**新宮征一議員** 今までのいろいろなやりとりの中でちょっと気がついたんですが、先ほどいわゆる 市が主催してやるものは、これは適用になると。ただし町内会とか、あるいはその自主団体でもっ てやったものについては、これは対象外だと、こういうふうな説明だったんですよね。例えばクリ ーン作戦なんていうのは、これ寒河江市長名で出されます。

したがって、これは当然市の主催ということでその保険の適用内だというように理解されますけれども、例えば私のところ、私のところというよりも沼川の上流、特に上流なのかなと思うんですが、沼川を愛する会、これもやっぱり自主団体なんです。それで毎月曜日を決めて夏場沼川清掃をやっています。これ年間の例えば計画、8月10日だったら10日、9月20日だったら20日というふうに年間の計画書を市の方に提出して、それでもって市の方でその計画どおりにやってくださいと、こういうふうな手法をとった場合に、その沼川清掃中の事故等についての該当される、そういう場合されるのかどうか。

ただ勝手に、勝手にというか、自分たちのその団体で計画を立ててやっているんであれば、先ほどの説明ですと当然これは対象外になるわけですね。それ市の方に提出して市長名で、ではその予定どおりにやってくださいと、こういうふうな指示といいますか、何があった場合にはそれは適用に入るのかどうか、そこだけちょっと最後にお聞かせいただきたい。

- ○髙橋勝文議長 犬飼総務課長。
- ○犬飼一好総務課長 ただいま御質問ありました件につきましては、沼川をきれいにするということで、各団体が市民の方一生懸命活動してやられているというふうなことでございまして、河川アダプト事業ということで今活動を展開していただいているというふうな状況でございます。

当然市の方にも活動する内容等については事前に報告等もございますし、毎月活動を行っているというふうなことでございますので、これについても市が主催するというふうな形の中では該当するというふうに考えておりますが、なお、毎月活動を行っているという状況につきましては、なお担当している建設管理課の方と十分、再度協議の上、やはり保険を適用にならないということが一番大変なわけですので、その辺は十分に話し合いの上で作業を進めていただきますようによろしくお願いしたいというふうに思います。

○髙橋勝文議長 これにて質疑を終結いたします。

○**髙橋勝文議長** 以上で本臨時会の日程は全部終結いたしました。 これにて平成23年第4回臨時会を閉会いたします。 御苦労さまでした。